

説明資料

(第1回)

坂祝町上下水道事業経営審議会

日時：令和5年10月5日(木)9:00～

場所：坂祝町役場 3階大会議室



次第

- ◆ 開会のあいさつ
- ◆ 委嘱状交付
- ◆ 会長・副会長選出
- ◆ 諮問「下水道使用料の適切なあり方について」
- ◆ 報告事項
 - § 1. 水道事業の状況
 - § 2. 水道事業の課題と事業(施策)予定
 - § 3. 汚水処理事業の状況
 - § 4. 汚水処理事業の課題と事業(施策)予定
- ◆ 今後のスケジュール



審議会委員名簿

審議会委員の方をご紹介します。

委員（敬称略・順不同）		
氏名	種別	備考
松田 賢治	1号委員	町議会議員
小西 一輝	2号委員	商工会 (株)小西碎石工業所 代表取締役
吉澤 達哉	2号委員	めぐみ農業協同組合 坂祝支店 支店長
竹内 治彦	3号委員	岐阜協立大学 経済学部 教授
鈴木 茂喜	3号委員	鈴木茂喜税理士事務所
原口 かおり	4号委員	使用者代表
岡崎 まゆり	4号委員	使用者代表

事務局		
氏名	種別	備考
東山 佳之	水道環境課課長	
三品 道史	水道環境課係長	
上杉 陽介	水道環境課主任	
山口 恭平	水道環境課主任	
日本工営都市空間(株)	業務受託会社	

報告事項

§ 1. 水道事業の状況

- 1-1. 本町の水道事業
- 1-2. 給水人口および給水普及率の状況
- 1-3. 水道事業の計画と現状
- 1-4. 施設の状況
- 1-5. 配水管の状況
- 1-6. 水道事業の経営状況

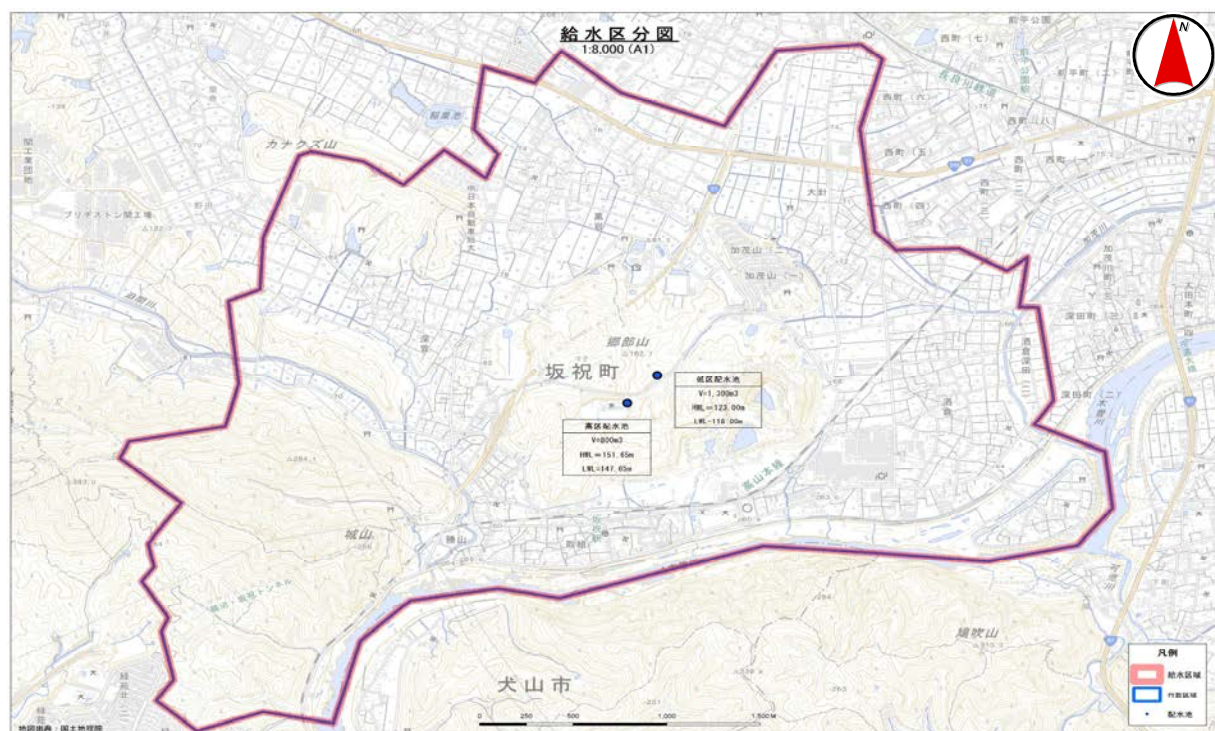
§ 2. 水道事業の課題と事業(施策)予定

- 2-1. 今後の課題事項
- 2-2. 今後の事業(施策)予定



§ 1.水道事業の状況

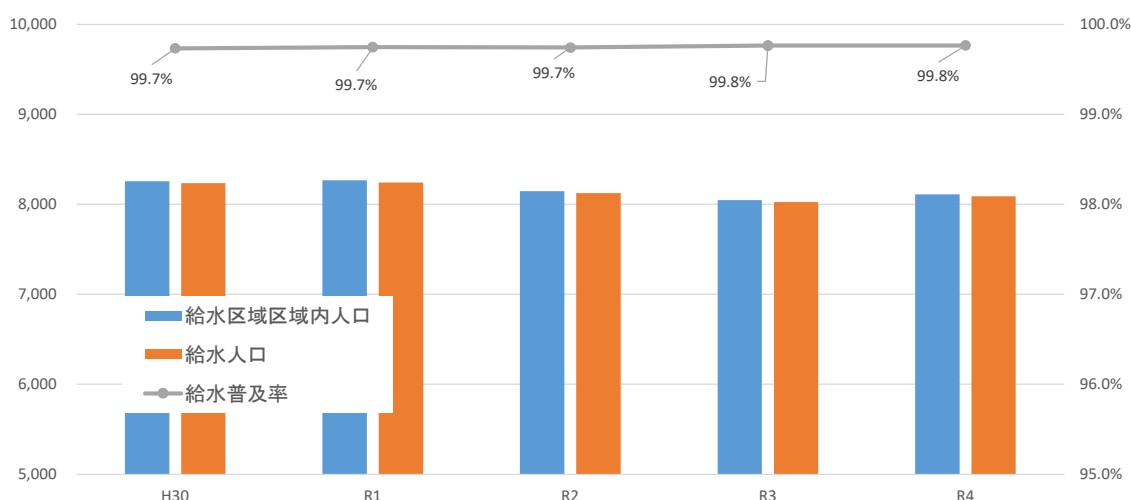
1-1. 本町の水道事業



§ 1.水道事業の状況

1-2. 給水人口および給水普及率の状況

令和4年度末の給水区域内人口は8,108人、給水人口は8,089人です。また、給水普及率は令和3年度、4年度ともに99.8%であり、これは、県内水道事業の平均普及率95.5%（令和3年度末）と比べて高い数値となっています。



§ 1.水道事業の状況

1-3. 水道事業の計画と現状

昭和50年に計画した上水道事業認可の給水人口と一日最大給水量は、高度成長期に策定したため達成が遅れています。

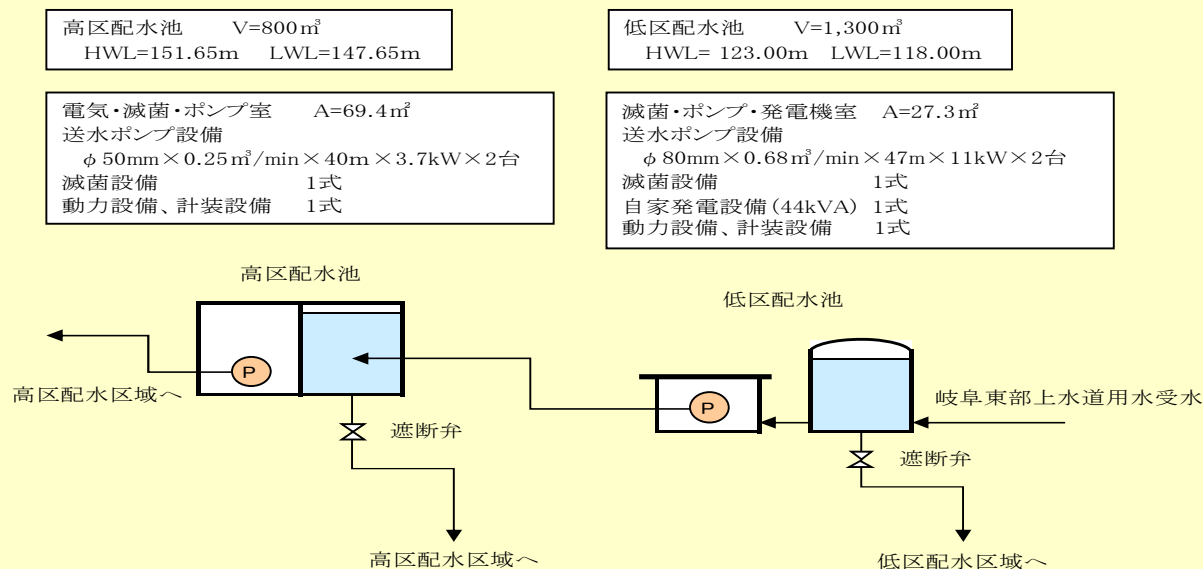
事業計画と現状

項目	認可計画	令和4年度実績	達成率
給水人口	10,000人	8,089人	80.9%
一日最大給水量	4,500m ³ /日	2,695m ³ /日	59.9%

§ 1.水道事業の状況

1-4. 施設の状況

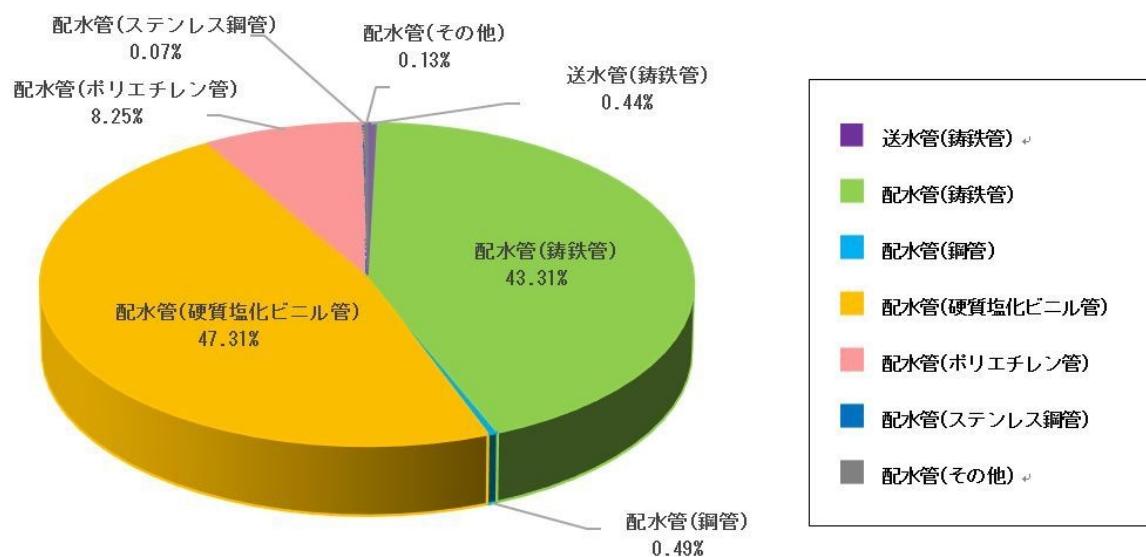
当町の水道施設は、40年以上が経過しました。主な施設は、低区配水池、高区配水池、送水ポンプ設備、中央監視設備です。



主要施設のフロー図

§ 1.水道事業の状況

1-5. 配水管の状況

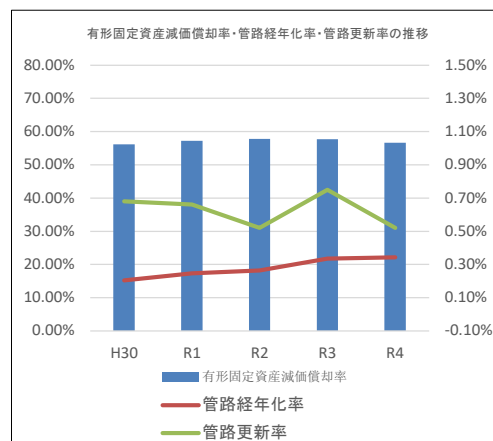
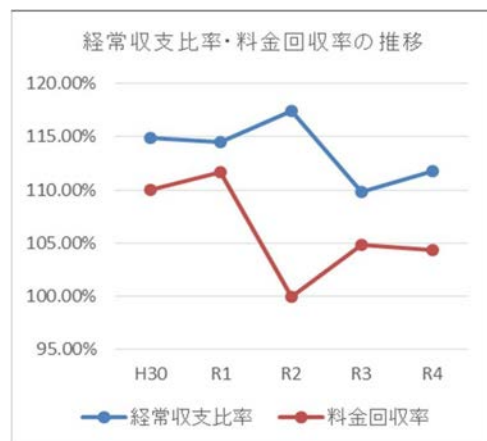


§ 1.水道事業の状況

1-6. 水道事業の経営状況

経営指標の推移

項目／年度	H30	R1	R2	R3	R4
経常収支比率	114.92%	114.54%	117.48%	109.80%	111.79%
料金回収率	109.99%	111.70%	99.93%	104.87%	104.32%
有形固定資産減価償却率	56.18%	57.24%	57.79%	57.66%	56.59%
管路経年化率	15.22%	17.30%	18.21%	21.80%	22.18%
管路更新率	0.68%	0.66%	0.52%	0.75%	0.52%



※固定資産未除却分をR4年度に一括除却したため決算値とは異なります。

§ 2.水道事業の課題と事業(施策) 予定

2-1. 今後の課題事項

◆懸念される課題事項

①ヒト（人事）

- ・ 人員削減・人事異動等による技術者不足
- ・ 人員不足に伴う技術の空洞化、災害時対応力の低下
- ・ 長期的視点に立った人材確保・育成（技術継承）

②モノ（施設）

- ・ 老朽化の進行
- ・ 施設の更新需要増大
- ・ 耐震化の遅れ（大規模災害時には断水が長期化するリスク）
- ・ 気象の変化等による水量不足

③カネ（経営）

- ・ 人口減少に伴う料金収入の減少
- ・ 老朽化施設の維持管理、計画的な更新のために必要な資金の確保

§ 2.水道事業の課題と事業(施策) 予定

2-2. 今後の事業(施策) 予定

水道ビジョン策定（策定期間：令和５～６年度）

目的 ５０年、１００年後の将来を見据え、水道の理想像を明示し、理想像を具現化するための今後取り組むべき事項、方策を定め、安全で強靱な水道の持続に資するため、当面の目標点を策定から１０年後として策定します。

坂祝町
水道ビジョン

安 全

【安全な水道の維持】

全てのお客様が、いつでもどこでも、安心しておいしく飲む水道を目指します。

強 靱

【強靱な水道の構築】

巨大地震などの自然災害による被害を最小限にとどめ、被災した場合でも迅速に復旧できる水道を目指します。

持 続

【持続可能な水道】

給水人口や給水量の減少など、厳しい経営環境になっても、健全で安定した事業運営が持続できる水道を目指します。

報告事項

§ 3. 汚水処理事業の状況

- 3-1. 本町の汚水処理事業
- 3-2. 下水道事業の概要
- 3-3. 農業集落排水事業の概要
- 3-4. 汚水処理事業の整備状況
- 3-5. 会計の状況
- 3-6. 汚水処理事業の財政収支
- 3-7. 汚水処理事業の経営状況

§ 4. 汚水処理事業の課題と事業(施策)予定

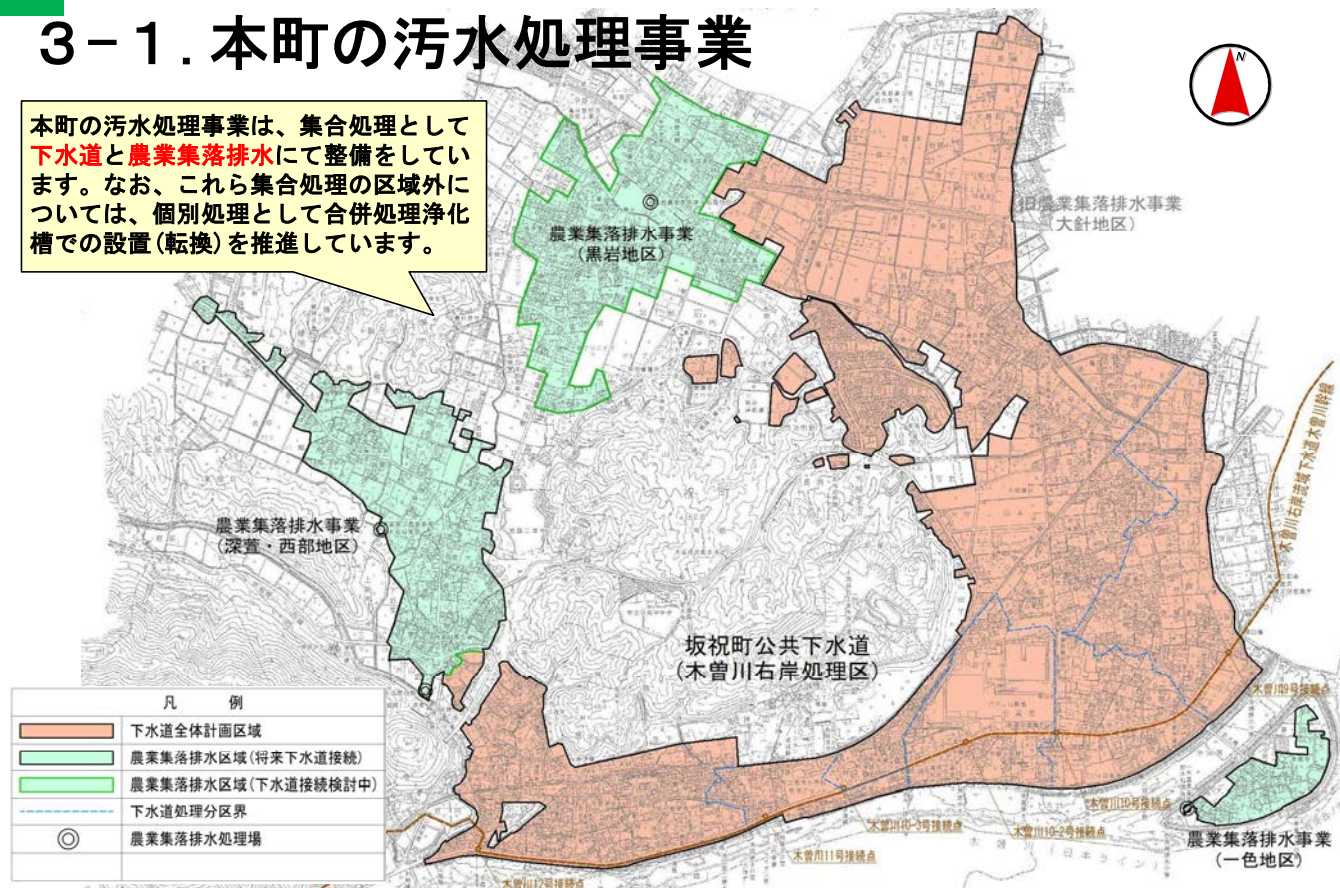
- 4-1. 今後の課題事項
- 4-2. 今後の事業(施策)予定



§ 3. 汚水処理事業の状況

3-1. 本町の汚水処理事業

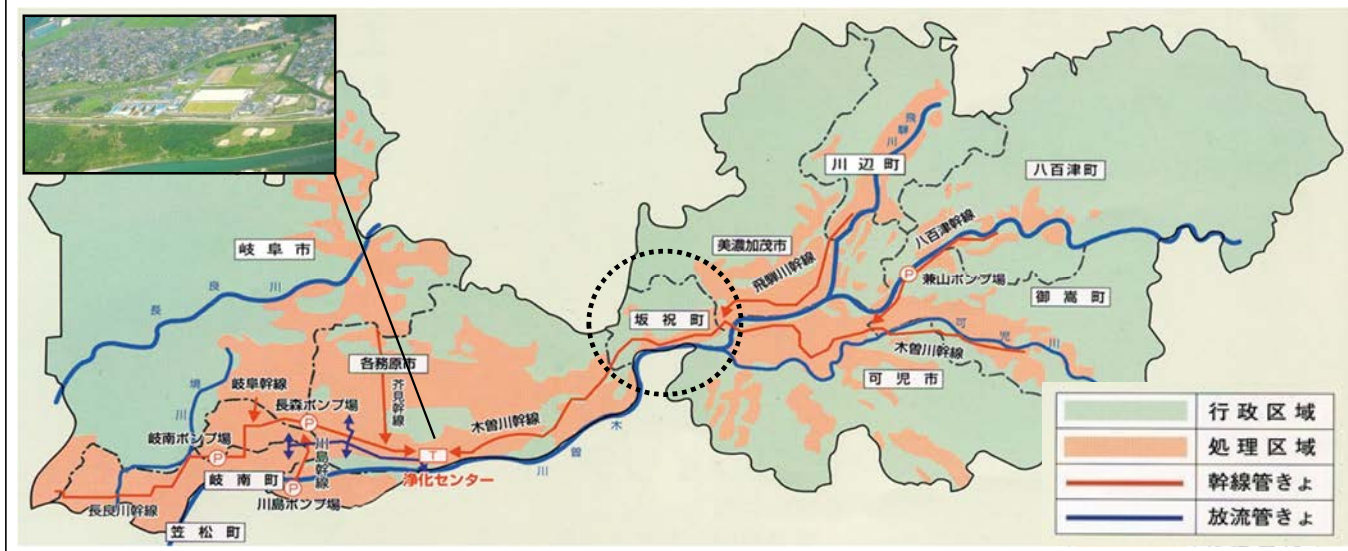
本町の汚水処理事業は、集合処理として下水道と農業集落排水にて整備をしています。なお、これら集合処理の区域外については、個別処理として合併処理浄化槽での設置(転換)を推進しています。



§ 3.汚水処理事業の状況

3-2. 下水道事業の概要（1/2）

本町の下水道は、木曽川右岸流域下水道として流域の4市6町と共に下水道で整備を行うべく、昭和62年に全体計画を策定し、翌年の昭和63年に事業認可を得て事業に着手しました。平成5年から順次供用を開始し現在に至ります。



§ 3.汚水処理事業の状況

3-2. 下水道事業の概要（2/2）

現在、全体計画398.8ha、事業計画322.3haについて整備を進め、令和4年度末現在で、区域内に立地する現存家屋については、接続可能となる管渠整備が概ね完了しています。

項 目		木曽川右岸流域（4市6町）		うち坂祝町分	
		全体計画	事業計画	全体計画	事業計画
計画目標年度/事業完了年度		令和17年度	令和7年度	令和17年度	令和7年度
計画処理面積（ha）		16,642.7	13,438.3	398.8	322.3
計画処理人口（人）		433,900	420,580	5,700	5,450
計画汚水量（m ³ /日）	日平均	180,200	168,132	2,714	2,621
	日最大	222,640	209,297	3,227	3,110
	時間最大	328,107	304,966	5,057	4,889

※木曽川右岸流域関連市町（4市6町）：岐阜市、美濃加茂市、各務原市、可児市、岐南町、笠松町、坂祝町、川辺町、八百津町、御嵩町

§ 3. 汚水処理事業の状況

3-3. 農業集落排水事業の概要

本町では、古くから農業集落排水事業に取り組んでおり、深萱・西部地区(昭和63年供用)、黒岩地区(平成4年供用)、一色地区(平成6年供用)にて事業化されています。昭和57年から供用していた大針地区については、処理施設の老朽化の問題から平成21年に下水道へ接続しました。

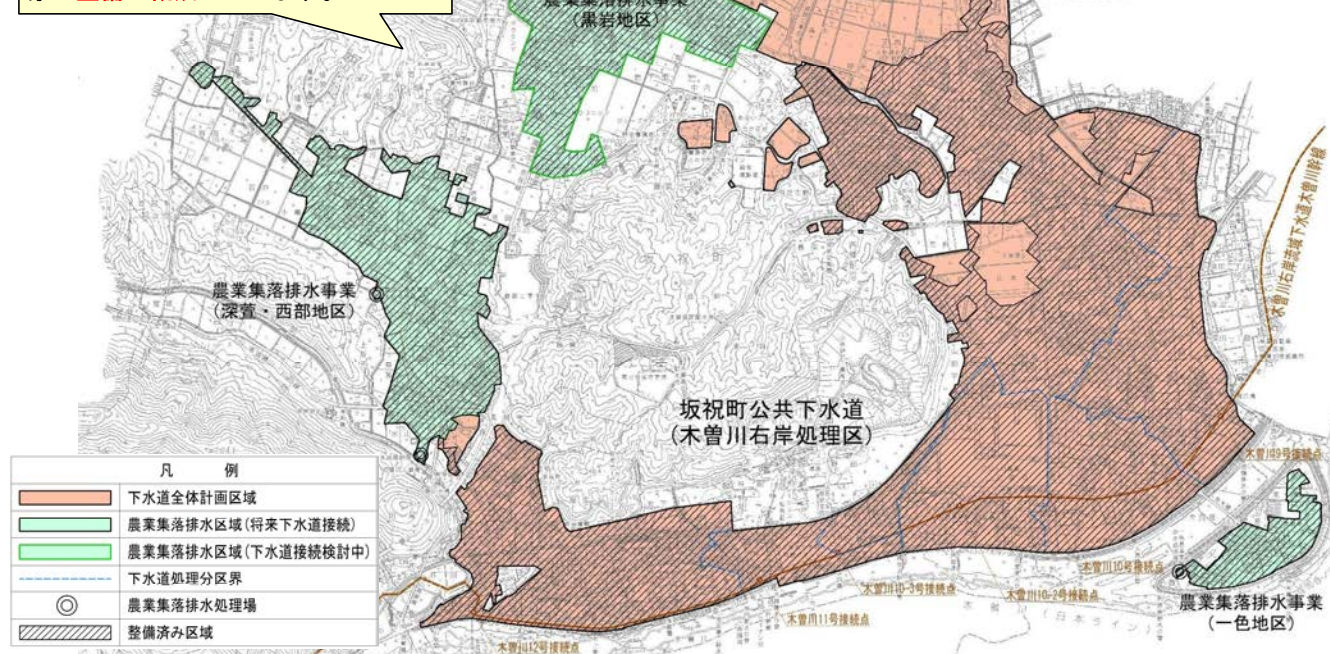
項 目	農 業 集 落 排 水 事 業			
処理区名	大 針	深萱西部	黒 岩	一 色
採択年度	昭和54年	昭和60年	昭和63年	平成4年
供用開始年	昭和57年	昭和63年	平成4年	平成6年
計画人口(人)	400	790	1,490	300
計画戸数(戸)	100	160	312	38
日最大計画汚水量(m ³ /日)	120	237	447	90
処理方式	土壌被覆型接触曝気	JARUS-I	JARUS-III	JARUS-III
管路延長(km)	3.6	7.9	7.2	1.1
総事業費(百万円)	208	463	688	280
備 考	平成21年末に廃止 公共下水道へ接続	平成28年度に 機能強化対策※を実施	平成8年度に 機能強化対策※を実施	

※機能強化対策は、維持管理が適切に行われている施設において、施設を取り巻く環境の変化が認められる場合、施設の機能回復を図る事業です。

§ 3. 汚水処理事業の状況

3-4. 汚水処理事業の整備状況(1/3)

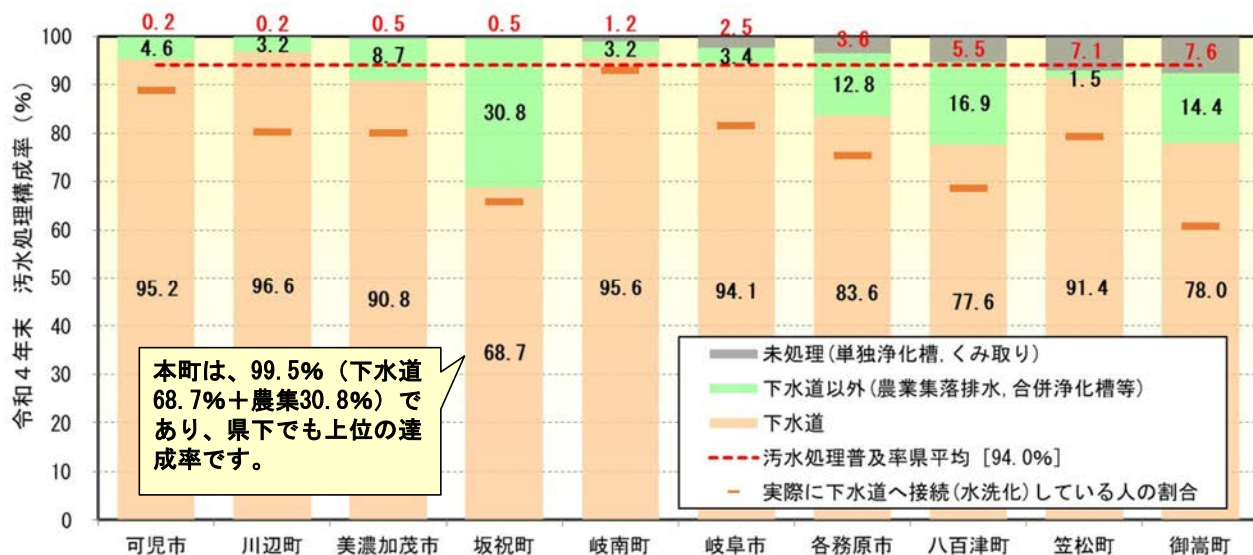
斜線網掛けの箇所は、管渠が布設されており、下水道等を利用できる状況にあります。計画区域内の現存家屋を対象に**整備が概成**しています。



§ 3.汚水処理事業の状況

3-4. 汚水処理事業の整備状況(2/3)

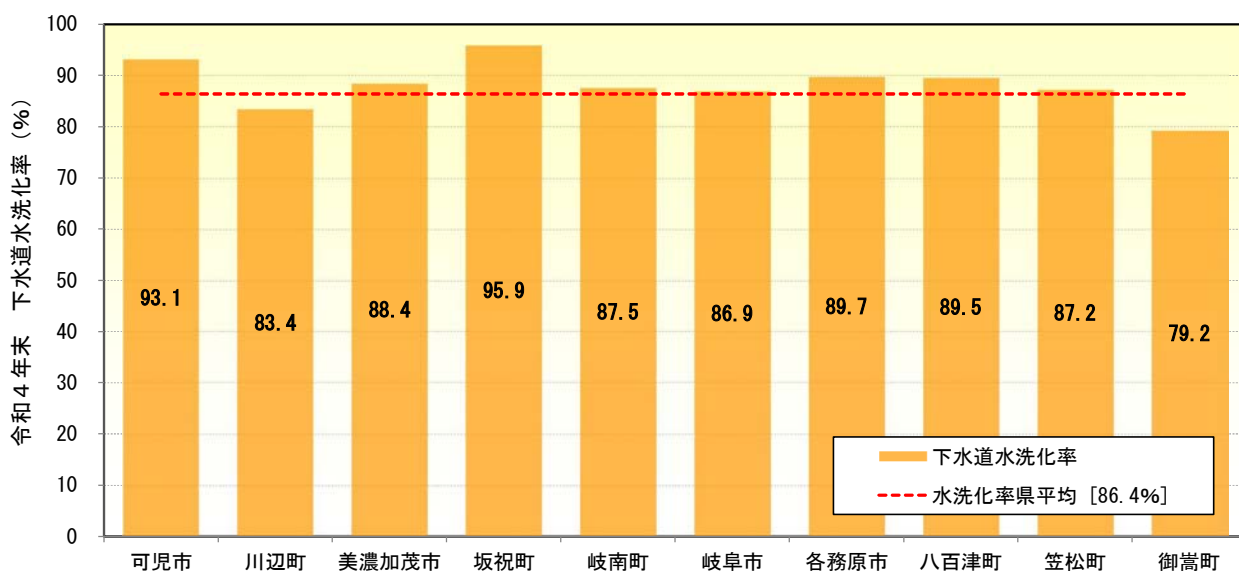
令和4年度末の流域関連市町における汚水処理普及率を示します。汚水処理普及率とは、行政人口に対し、下水道、農業集落排水、合併浄化槽等の生活排水処理施設を利用できる人口の割合です。



§ 3.汚水処理事業の状況

3-4. 汚水処理事業の整備状況(3/3)

令和4年度末の流域関連市町における下水道の水洗化率を示します。水洗化率は、下水道を利用できる人口に対し、実際に下水道へ接続している人口の割合です。



§ 3.汚水処理事業の状況

3-5. 会計の状況

本町の汚水処理事業は、整備が概成しています。当初の建設・普及拡大の段階から維持管理・改築更新の段階への移り変わりに伴い、保有資産（ストック）の適切な管理や経営状況の的確な把握が求められています。また、平成26年度に国から「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ」が示されたことを受け、令和元年度から下水道事業及び農業集落排水事業を「公営企業会計」に移行し、経営の効率化と健全化に努めています。

◆公営企業会計のメリット

- ①財務書類を作成することで経営状況の明確化
- ②減価償却の考え方を導入することで適切な資産管理
- ③経営の評価分析から職員の経営意識向上

§ 3.汚水処理事業の状況

3-6. 汚水処理事業の財政収支（1/4）

過年度（令和元年度～令和4年度）の財収支決算の推移を示します。

下水道事業の収支会計は、施設の維持管理等を行うための「収益的収支」と新たな施設の整備や既存施設の更新を行うための「資本的収支」に分かれています。

◆予算会計区分

ア) 収益的収支（3条収支）

下水道使用料や他会計繰入金等の事業収益、及び、施設管理費や減価償却費等の事業費用に関する予算。収支差額は予算における損益。

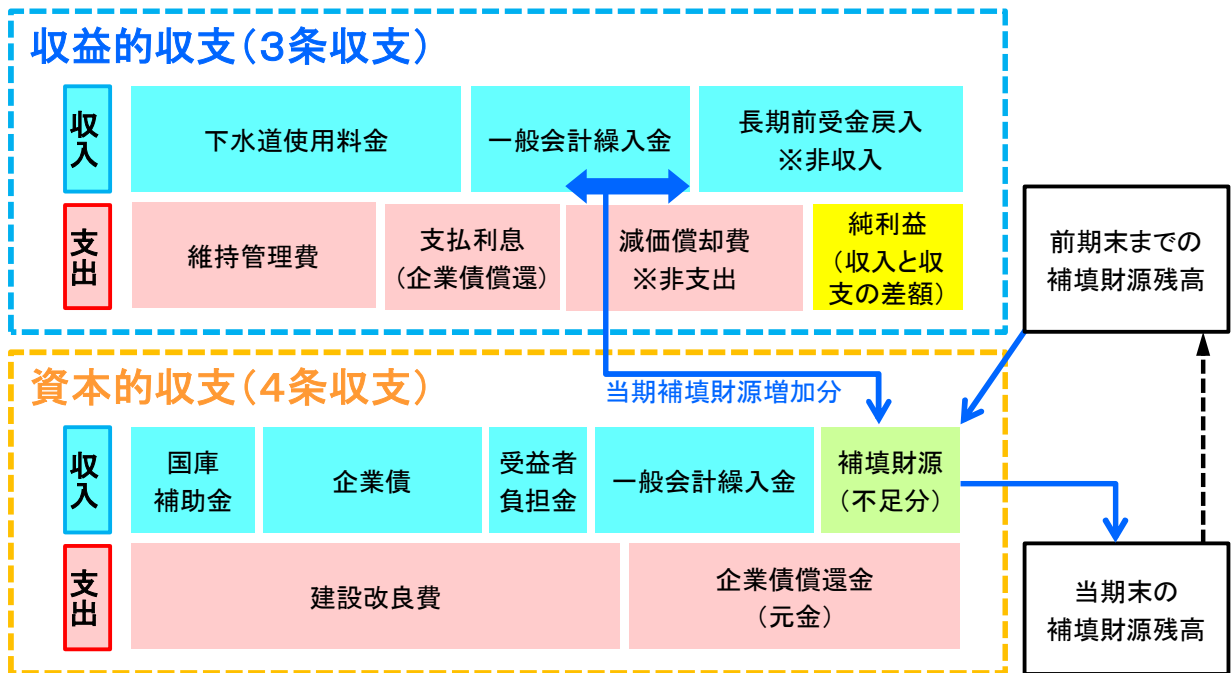
イ) 資本的収支（4条収支）

建設改良に要する経費の財源に充てる国庫補助金や企業債収入及び施設の建設改良や企業債元金償還金に係る支出に関する予算。

§ 3.汚水処理事業の状況

3-6. 汚水処理事業の財政収支（2/4）

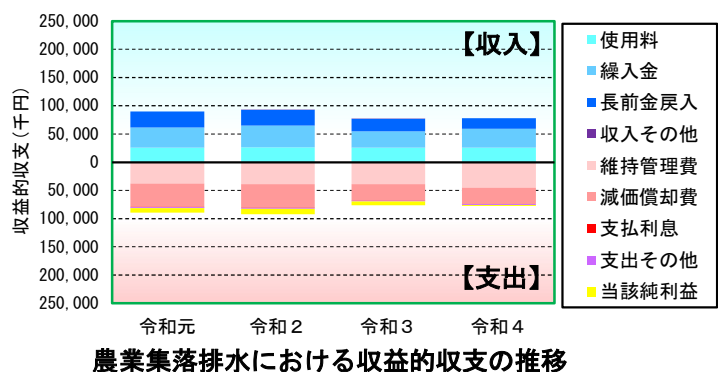
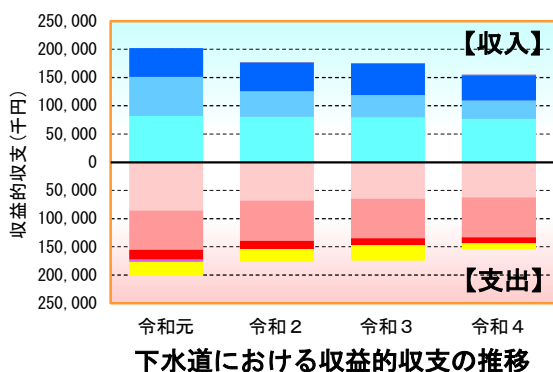
経費（支出）と財源（収入）の関係は下記のとおりです。



§ 3.汚水処理事業の状況

3-6. 汚水処理事業の財政収支（3/4）

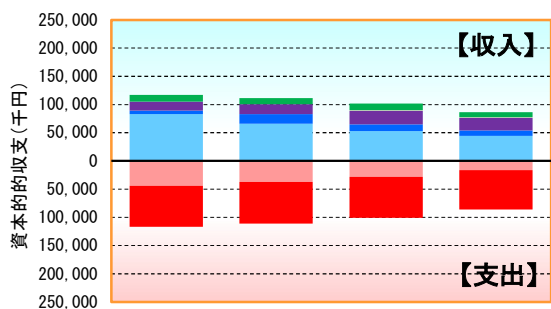
項 目		下水道事業				農業集落排水事業				
		令和元	令和2	令和3	令和4	令和元	令和2	令和3	令和4	
収益的収支（千円）	収入	下水道使用料	81,692	79,930	78,807	76,246	25,436	26,200	25,884	25,930
		一般会計繰入金	69,215	45,431	39,713	32,990	35,659	38,294	28,470	33,061
		長期前受金戻入	51,025	51,203	56,278	44,513	28,270	28,171	22,133	18,380
		その他	96	103	141	1,150	17	14	17	396
		計	202,028	176,667	174,939	154,899	89,382	92,679	76,504	77,767
	支出	維持管理費	85,257	68,256	64,958	62,201	37,899	39,113	38,742	45,185
		減価償却費	70,241	71,229	70,061	71,342	41,441	41,503	29,295	29,058
		支払利息	17,153	14,823	12,649	10,664	253	260	261	278
		その他	4,255	0	2	0	2,065	1,843	1,481	1,540
		計	176,906	154,308	147,670	144,207	81,658	82,719	69,779	76,061
	当該純利益		25,122	22,359	27,269	10,692	7,724	9,960	6,725	1,706
繰越利益剰余金		25,122	47,481	66,674	65,678	7,724	17,684	24,335	23,192	



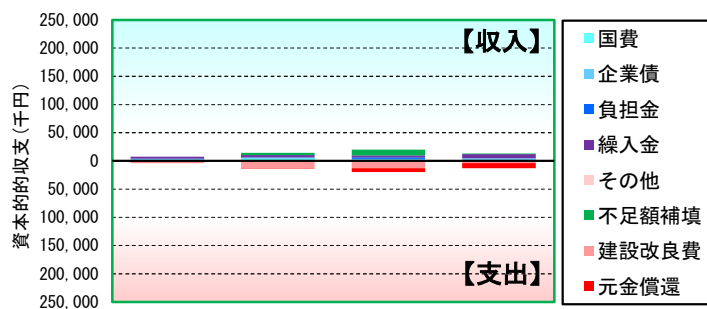
§ 3. 汚水処理事業の状況

3-6. 汚水処理事業の財政収支（4/4）

項 目			下水道事業				農業集落排水事業			
			令和元	令和2	令和3	令和4	令和元	令和2	令和3	令和4
資本的収支（千円）	収入	国庫補助金	0	0	0	0	0	3,817	0	0
		企業債	82,500	65,900	53,100	44,200	3,600	1,800	3,300	4,200
		受益者負担金	6,460	17,000	11,560	9,520	410	340	3,280	0
		一般会計繰入金	15,770	17,390	23,540	22,246	3,440	3,870	3,010	7,310
		その他	172	172	1,226	1,226	0	0	0	0
	計		104,902	100,462	89,426	77,192	7,450	9,827	9,590	11,510
	支出	建設改良費	44,254	37,319	28,634	16,626	3,462	13,687	13,433	4,214
		企業債元金償還	72,665	73,759	72,633	69,547	412	414	6,129	8,534
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	116,919	111,078	101,267	86,173	3,874	14,101	19,562	12,748
	不足額（補填財源）		12,017	10,616	11,841	8,981	0	4,274	9,972	1,238
	当該損益勘定留保資金額		19,216	20,026	13,783	26,829	13,171	13,332	7,162	10,678
	損益勘定留保資金累計額		19,216	39,242	53,025	79,854	13,171	26,503	33,665	38,043



下水道における資本的収支の推移



農業集落排水における資本的収支の推移

§ 3. 汚水処理事業の状況

3-7. 汚水処理事業の経営状況（1/4）

経費回収率は、汚水処理に要した費用（公費負担除く）に対する、使用料による回収程度を示す指標です。

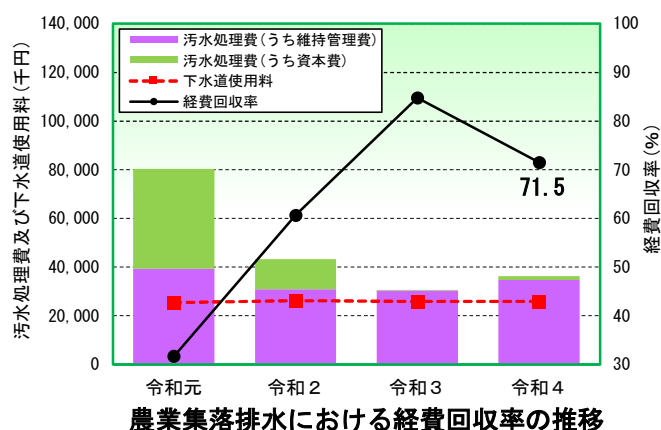
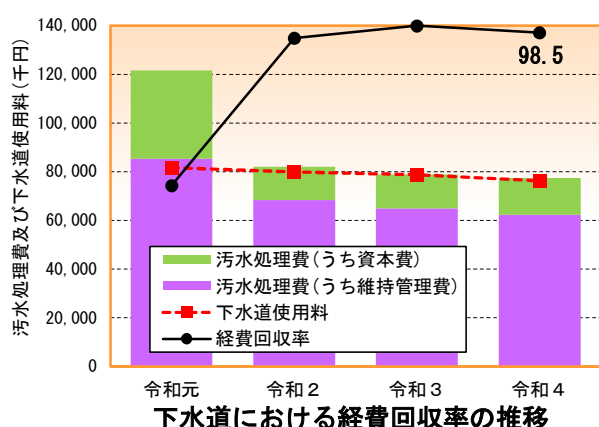
下水道経営は、経費の負担区分を踏まえて汚水処理全てを使用料によって賄うことが基本原則とされています。100%を下回る場合、経費の徹底的な抑制を図る一方、使用料の適正化を図り、回収率の向上に取り組む必要があります。

項 目			下水道事業				農業集落排水事業			
			令和元	令和2	令和3	令和4	令和元	令和2	令和3	令和4
整備人口	a	(人)	5,728	5,705	5,587	5,567	2,112	2,123	2,066	2,108
水洗化人口	b	(人)	5,477	5,449	5,349	5,336	1,864	1,884	1,856	1,879
水洗化率	b/a	(%)	95.6	95.5	95.7	95.9	88.3	88.7	89.8	89.1
有収水量	c	(m ³)	526,492	518,513	509,855	494,179	166,201	171,372	169,570	169,449
処理水量	d	(m ³)	780,244	779,542	790,003	742,219	206,147	193,812	274,549	260,749
有収率	c/d	(%)	67.5	66.5	64.5	66.6	80.6	88.4	61.8	65.0
下水道使用料	e	(千円)	81,692	79,930	78,807	76,246	25,436	26,200	25,884	25,930
汚水処理費	f	(千円)	121,626	82,034	78,807	77,395	80,302	43,195	30,526	36,277
うち維持管理費	-	(千円)	85,257	68,256	64,958	62,201	39,271	30,945	30,395	34,606
うち資本費	-	(千円)	36,369	13,778	13,849	15,194	41,031	12,250	131	1,671
使用量単価	e/c	(円/m ³)	155	154	155	154	153	153	153	153
汚水処理原価	f/c	(円/m ³)	231	158	155	157	483	252	180	214
経費回収率	e/f	(%)	67.2	97.4	100.0	98.5	31.7	60.7	84.8	71.5

§ 3.汚水処理事業の状況

3-7. 汚水処理事業の経営状況（2/4）

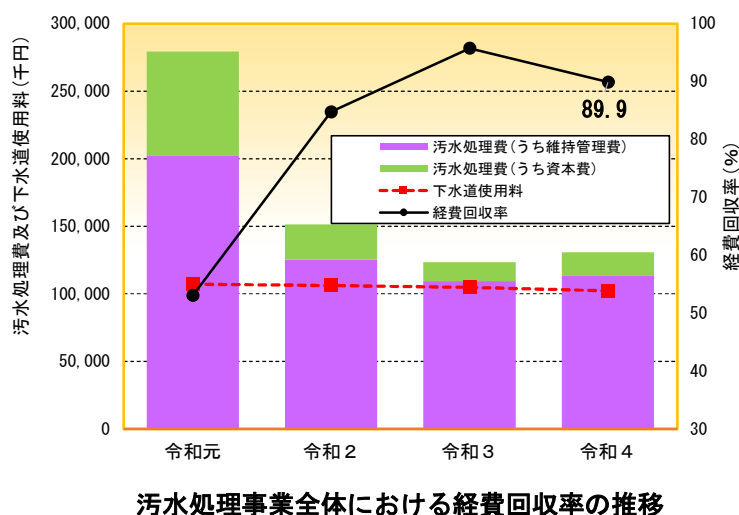
現在の下水道の経費回収率は、概ね100%に達しており、下水道使用料にて汚水処理費（公費負担分除く）が賄えている状況です。一方で、農業集落排水は、71%となっており、汚水処理費のうち維持管理費も賄えていない状況です。これは、個々の処理場の維持管理費が大きく負担となっていることが要因です。



§ 3.汚水処理事業の状況

3-7. 汚水処理事業の経営状況（3/4）

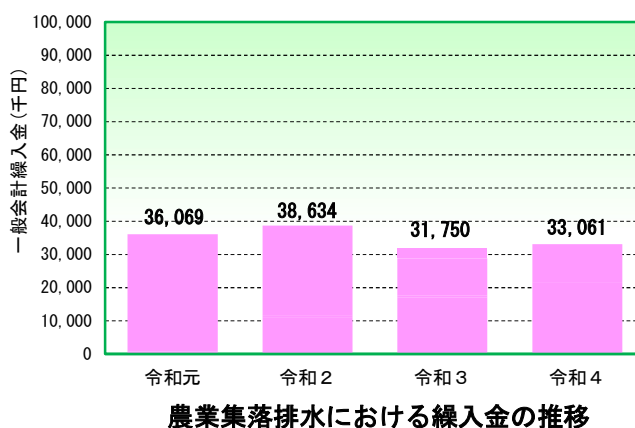
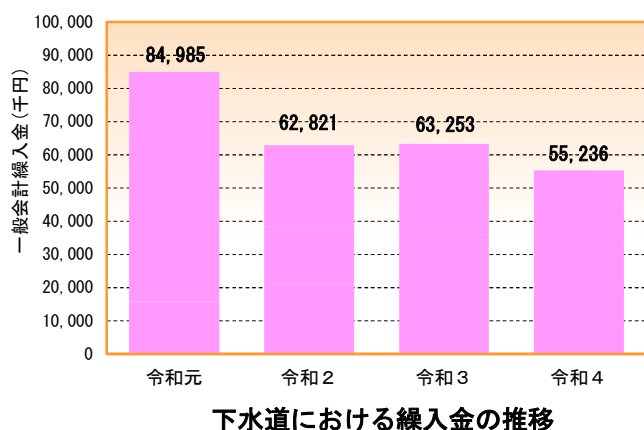
下水道及び農業集落排水を合わせた汚水処理事業全体の経費回収率は、約90%となっています。これにおいても、農業集落排水事業の処理場の維持管理費が負担となり、使用料で維持管理費を賄うに至っていません。



§ 3. 汚水処理事業の状況

3-7. 汚水処理事業の経営状況（4 / 4）

下水道等事業は公共性の側面も含む事業ですので、収支の不足分を補うため一般会計からの繰入も一部（基準内）認められています。その額は、近年減少傾向にあります。農業集落排水については、収入で汚水処理費を賄えておらず、不足分を補うために基準外の一般会計繰入金も発生しています。



§ 4. 汚水処理事業の課題と事業(施策) 予定

4-1. 今後の課題事項

本町の汚水処理事業は、整備が概成しており、未普及対策などの大きな新設整備は予定していません。そのため、整備してきた資産の管理に注力し持続的な事業運営に努めていきますが、今後下記のような課題が懸念されます。

◆ 懸念される課題事項

- ①人口減少に伴う使用料収入の減収
- ②施設老朽化に伴う更新費用の発生
 - ・ 農業集落排水事業の処理場老朽化に伴う施設更新
 - ・ 施工から50年が経過する加茂山団地内の管渠更新
- ③物価高騰に伴う維持管理費の増大
- ④国の交付金・補助金の削減（制度要件の厳格化）
- ⑤職員数減少による執行体制の脆弱化

§ 4. 汚水処理事業の課題と事業(施策) 予定

4-2. 今後の事業(施策) 予定

懸念される課題を解決するため、町として下記の施策の実施を予定しています。

主な施策としては、下水道使用料の適正化に向けた改定のほか、農業集落排水事業地区を汚水処理原価が安価な下水道へ接続させ維持管理の効率化(経費削減)を図っていきます。

短期施策(令和6～10年度の5年間)

- ①下水道使用料の改定
- ②施設の適切な維持管理(計画的な点検・調査の実施)

中期施策(令和11～20年度の10年間)

- ③農業集落排水 深萱・西部地区の下水道接続
- ④加茂山団地内の管渠の改築更新
- ⑤農業集落排水 一色地区の下水道接続

長期施策(令和21年度以降)

- ⑥農業集落排水 黒岩地区の下水道接続

今後のスケジュール

令和5年度内の坂祝町上下水道事業経営審議会のスケジュールは以下を予定しています。

- ◆ 第2回 今後の下水道事業の見通しについて
(11月中旬～12月中旬)
- ◆ 第3回 料金改定の是非
- ◆ 第4回 答申案「下水道料金のあり方について」



参考資料

以降、「参考資料」になります。



参考資料 A

下水道の役割、必要性

公衆衛生



街にたまる水を逃がし、伝染病の発生を予防

浸水の防除



雨水を河川へ流したり、貯留・浸透することで
浸水から街を守る

トイレの水洗化



すべてのトイレを水洗化することで
清潔で快適なくらしの環境に

水質の保全



家庭や工場からの汚水を処理場で浄化し放流。
河川や海の水質を保全

資源の有効活用



水、汚泥、熱等の資源やエネルギーを有効活用。
省エネ・リサイクル社会の実現へ

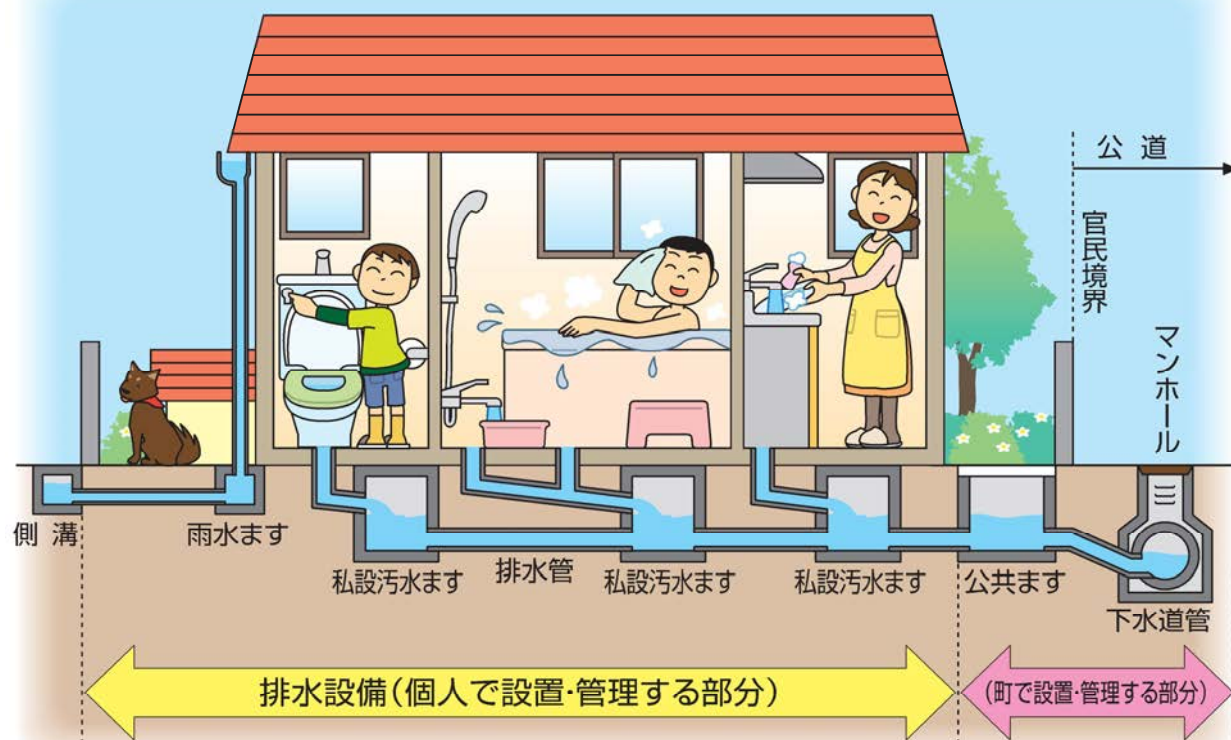
水循環・水環境



身近で水に親しめる空間づくりなど、
望ましい水循環・水環境を生み出す

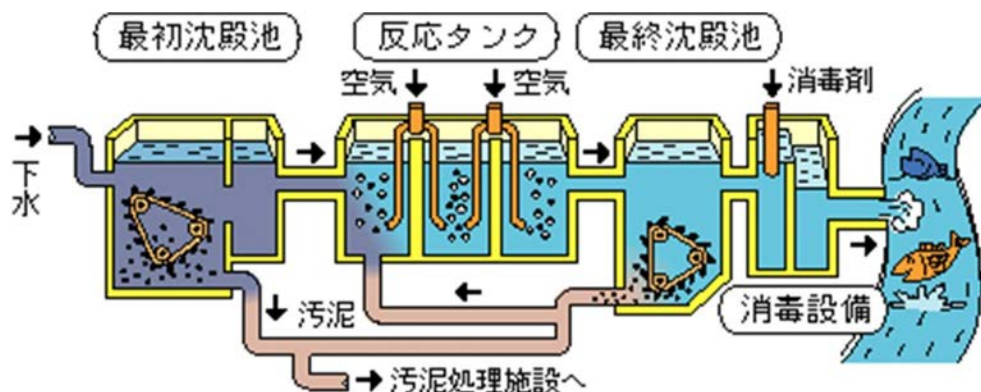
参考資料 B 1

下水道のしくみ（管路）

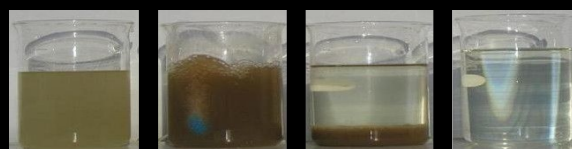


参考資料 B 2

下水道のしくみ（処理場）



水がきれいになる様子



流入水 → 反応槽 → 最終沈殿水 → 処理水

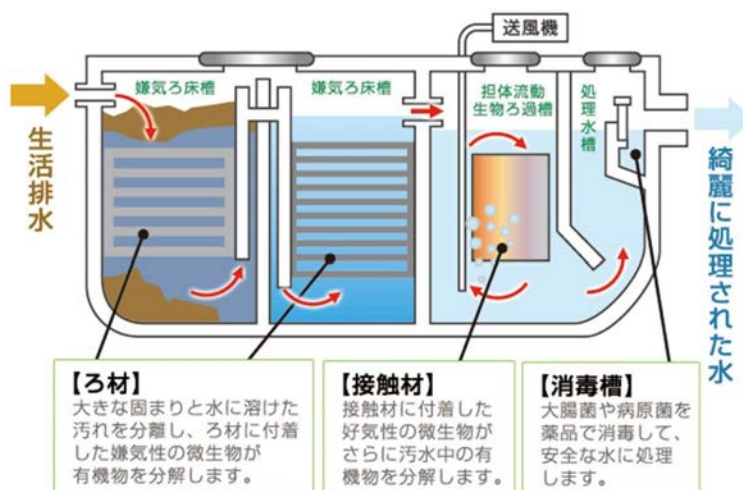
参考資料 C

合併処理浄化槽のしくみ

合併処理浄化槽はトイレの汚水だけでなく、台所、お風呂の生活雑排水も一緒に処理する浄化槽のことです。BOD除去率90%以上、放流水のBOD濃度20mg/L以下になります。

初期のころは浄化槽の容量が大きく、設置には大きな敷地が必要で設置する場所が限られていましたが、現在は小型化しています。

※単独処理浄化槽は、トイレの汚水のみ処理、台所やお風呂の生活雑排水は、そのまま側溝等へ放流するものです。



参考資料 D

下水道と合併処理浄化槽の違い

項 目		公 共 下 水 道	合併処理浄化槽
処理対象		家庭、事務所、学校、工場などの排水を集合処理	家庭などの排水を個別処理
整備に適した地域		市街地・工場地帯なども含む多種多様な排水の発地域	人家がまばらで、集合処理が効果的でない地域
施設の設置場所		下水道管渠は、道路下 処理場は、諸条件の適した場所に建設	個人の敷地へ設置
管理の主体		県および町	原則として個人
施設の耐用年数	法定規定	処理場：23年 管 渠：50年	浄化槽：7年
	実績値	処理場：15～70年	浄化槽躯体：30年
		管 渠：50～120年	機械設備：7～15年
費用負担（目安）	受益者負担金 ／浄化槽設置費	受益者負担金：340,000円/世帯	設 置 費：1,027,000円（7人槽） 補助制度適用：614,000円（7人槽）
	排水設備工事費	500,000円～600,000円 ※ （浄化槽からの切り替えを想定）	500,000円～600,000円 ※ （単独処理浄化槽からの切り替えを想定）
	下水道使用料	下水道使用料：48,180円/年	維持管理費：55,860円/年
	／合併浄化槽維持費	（一ヵ月当り水道を25m ³ 使用した想定）	（7人槽 らくらく一括契約初年度）

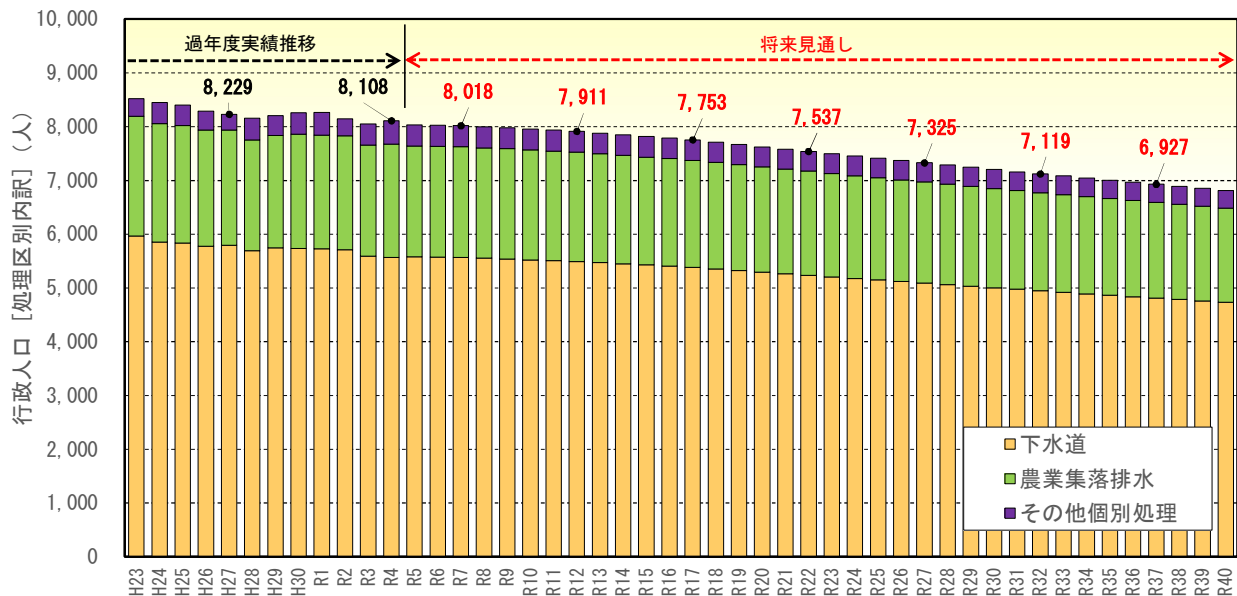
※あくまで目安の工事費です。施工する家屋・敷地の広さ、設置便器等の種類、浄化槽の廃止方法により異なります。

参考資料 E

本町の過年度人口推移と将来人口の見通し

本町の行政人口の推移と将来の見通しを示します。今後、少子高齢化などの要因により人口は減少していくことが想定されます。

※第2期坂祝町人口ビジョンより



参考資料 F

現行の下水道使用料体系

現行の下水道使用料体系は以下のとおりです。農業集落排水も同じ料金体系を適用しています。汚水の量(基本的には水道使用水量)に応じて下水使用料を請求しています。

下水道使用料金体系

(消費税抜)

区分	使用水量	料金単価
基本使用料	10m ³ まで	1,400 円
従量使用料 1m ³ につき	10m ³ を超え50m ³ まで	150 円
	50m ³ を超え100m ³ まで	160 円
	100m ³ を超え500m ³ まで	170 円
	500m ³ を超えるもの	185 円

※井戸水を使用している場合は、人員あたりの認定水量にて水量を算定します。

- 1人：1か月あたり10m³
- 2人：1か月あたり18m³
- 3人：1か月あたり23m³
- 4人：1か月あたり27m³
- 5人：1か月あたり30m³
- 5人を超え1人増すごとに：2m³

使用料の計算例① 【一般家庭で1か月で25m³使用した場合】

基本使用料	1,400 円	= 1,400 円
従量使用料	10m ³ を超え50m ³ までの区分	150円 × 15m ³ = 2,250 円
計		3,650 円
消費税(10%)		365 円
支払い		4,015 円

使用料の計算例② 【一般家庭で1か月で60m³使用した場合】

基本使用料	1,400 円	= 1,400 円
従量使用料	10m ³ を超え50m ³ までの区分	150円 × 40m ³ = 6,000 円
	50m ³ を超え100m ³ までの区分	160円 × 10m ³ = 1,600 円
計		9,000 円
消費税(10%)		900 円
支払い		9,900 円

参考資料 G

一般会計繰入金について

下水道等事業には、経費の負担区分に基づき一般会計（税収入）から負担すべきものとされている経費があります。

◆一般会計繰入金

ア）基準内繰入金

地方公営企業法で、一般会計において負担するものとされている経費に充てるため一般会計から公営企業会計に繰入される補助金、負担金、出資金等。毎年総務省から各地方公共団体に「繰出基準」として経費負担のルールが通知されます。

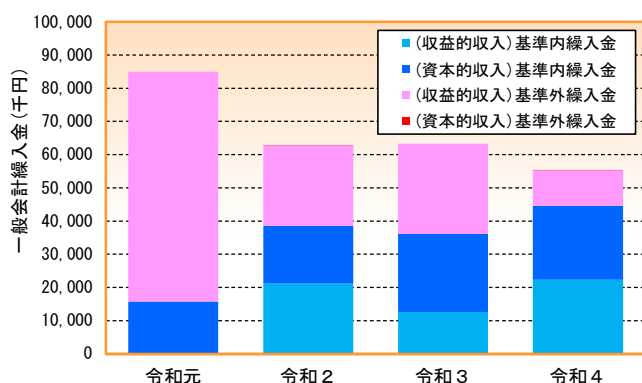
イ）基準外繰入金

公営企業会計の資金不足を補てんするためなどに繰入れる上記の「繰出基準」に基づかない繰入金。

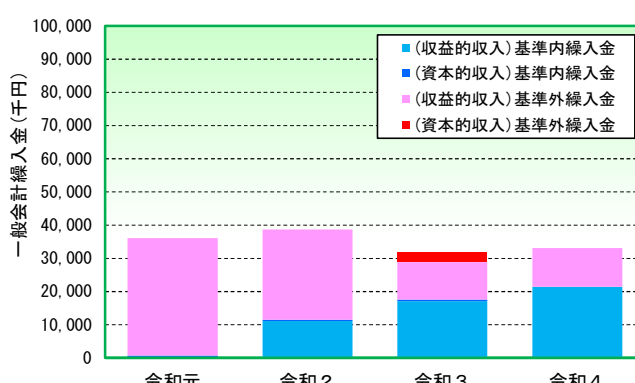
参考資料 H

基準内繰入金と基準外繰入金

項 目			下水道事業				農業集落排水事業			
			令和元	令和2	令和3	令和4	令和元	令和2	令和3	令和4
一般会計繰入金	収益的收入における 一般会計繰入金	基準内	0	21,071	12,583	22,299	253	11,093	17,120	21,404
		基準外	69,215	24,360	27,130	10,691	35,406	27,201	11,350	11,657
		計	69,215	45,431	39,713	32,990	35,659	38,294	28,470	33,061
	資本的收入における 一般会計繰入金	基準内	15,770	17,388	23,528	22,243	410	340	416	0
		基準外	0	2	12	3	0	0	2,864	0
		計	15,770	17,390	23,540	22,246	410	340	3,280	0
	合 計	基準内	15,770	38,459	36,111	44,542	663	11,433	17,536	21,404
		基準外	69,215	24,362	27,142	10,694	35,406	27,201	14,214	11,657
		84,985	62,821	63,253	55,236	36,069	38,634	31,750	33,061	



下水道における繰入金の推移



農業集落排水における繰入金の推移

◆水道用語の解説

行	用 語	解 説
か	管路経年化率	法定耐用年数を超えている水道管の割合を表す指標。一般的にこの数値が高い場合は、老朽化が進んだ水道管が多く、将来、更新が必要となる水道管の増大が推測されることから、水道管の更新計画の見直しなどを行う必要がある。
	管路更新率	当該年度に更新された管路延長の割合を示すものであり、信頼性確保のための管路更新の執行度合いを表す指標。
	給水区域内人口	給水区域内に居住し、水道により給水を受けることができる人口。
	給水人口	給水区域内に居住し、実際に水道により給水を行っている人口。
	経常収支比率	当該年度において、給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標。
さ	送水管	主に浄水場から配水場に浄水を送るために布設した水道管。
は	配水管	給水所から配水区域に水を配るために布設した水道管。
や	有形固定資産減価償却率	資産の老朽化を表す指標であり、【有形固定資産減価償却率＝減価償却累計額／取得価額】で算出される。減価償却とは、建物や機械装置など時の経過等によって価値が減っていく資産について、価値の減少を反映させる会計処理。
ら	料金回収率	水道料金収入（供給単価）で給水費用（給水原価）をどれだけ回収できているかを示す指標。

◆下水道用語の解説（１／２）

行	用 語	解 説
あ	一般会計繰入金	一般会計（税収入を主な財源として行政の基本的事業に使う会計）から公営企業会計の運営のために繰り入れられる経費。雨水排除費用、汚水処理費用のうち水質規制や高度処理など公共的役割を担う部分の経費などは、一般会計繰入金（町税）により賄われる。
	汚水処理普及率	各年度末時点の行政人口に対し、公共下水道、集落排水、コミュニティ・プラント、合併浄化槽等の生活排水処理施設を利用できる人口の割合。国土交通省、農林水産省、環境省の３省合同で調査・公表を行っている。
	汚水処理費	下水道の管理に要する経費のうち汚水に係る維持管理費及び資本費（支払い利子、減価償却費等）の合計。
	汚水処理原価	有収水量 1 m ³ あたりの汚水処理費
か	合併処理浄化槽	台所、トイレ、洗面所、風呂場等から出る汚れた水をそれぞれの家庭できれいにする設備。仕組み（処理能力）は下水道とほぼ同じで、下水管のない家庭専用の処理設備。
	管渠	汚水や雨水を流す管。蓋無しの水路などを指す開渠や地中に埋設されている水路を指す暗渠がある。
	機能強化対策	農業集落排水事業において、維持管理が適切に行われている施設において、施設を取り巻く環境の変化が認められる場合、施設の機能回復（更新、改築等）を図る事業。
	企業債 企業債償還	企業債とは 地方公営企業が施設の建設・改良等に要する資金に充てるために国などから借りるお金のこと。企業債償還は、その元金と利子の返済。
	くみ取り	トイレの汚水をそのまま便槽と呼ばれるタンクに溜めこみ、定期的にバキュームカーで汲み取って処理する。生活雑排水を処理しないため、水環境に悪い影響を与える。
	繰出基準	毎年総務省より各地方自治体に通知される経費負担のルール。公共性の側面を考慮し、一般会計（税収入）からの負担が認められている基準内繰入金を算出する根拠。
	繰越利益剰余金	前期から処分されないで繰り越されてきた利益
	減価償却費	管路や設備等の資産は、整備後経年に伴い、資産価値が減少していくことから、その目減り分を経費として計上するもの。資産の取得に要した経費を、資産の価値の減少に応じて、その使用期間全体に割り振ることであり、資産価値の減少は、その都度現金支出は生じないため、あくまでも帳簿上の処理で、費用計上の際に実際の現金支出はない。
	下水道使用料	公共下水道の維持管理費等を賄うため、公共下水道管理者が条例に基づき利用者から徴収する使用料。水量等に応じて徴収される。滞納使用料については、地方自治法の規定により、強制債権として、地方税の滞納処分の例により徴収することができる。
	経費回収率	汚水処理に要した費用（公費負担除く）に対する使用料による回収程度を示す指標。
	公共下水道事業	主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。国土交通省管轄の事業である。
さ	公営企業会計	事業収入を主な財源として、独立採算の原則により特定の事業を経理する会計。水道事業会計や下水道事業会計はこれに該当する。公営企業会計は、現金の収入支出のみを把握する一般会計と異なり、その企業活動を正確に把握するため、複式簿記を採用する。
	公費負担	公共性の側面を考慮し、一般会計（税収入）からの負担が認められてたもの。
	事業計画（下水道）	全体計画に定められた施設のうち、5～7 年間程度で実施する予定の施設の配置等を定める計画であり、下水道を設置しようとするときは、事業計画を策定する必要がある、下水道法第 4 条（公共下水道）に策定が定められている。事業計画申請として県との協議を経て承諾が必要。

◆下水道用語の解説（２／２）

行	用 語	解 説
さ	収益的収支	企業の経常的経営活動に伴って発生する収入とこれに対応する支出をいう。資本的収入及び支出とともに、予算事項の一つである「予定収入及び予定支出の金額」を構成する。収益的収入には配水サービスの提供の対価である料金などの収益のほか、土地物件収益、受取利息などを計上し、収益的支出には配水サービスに必要な人件費、物件費、支払利息などを計上する。発生主義に基づいて計上されるため、収益的支出には減価償却費などのように現金支出を伴わない費用もある。
	資本的収支	収益的収入及び支出に属さない収入・支出のうち現金の収支を伴うもので、主として建設改良及び企業債に関する収入及び支出である。収益的支出とともに予算事項のひとつである「予定収入及び予定支出の金額」を構成する。資本的収入には企業債、出資金、国庫補助金などを計上し、資本的支出には建設改良費、企業債償還金などを計上する。資本的収入が支出に対して不足する場合には、損益勘定留保資金などの補填財源で補填するものとされている。
	受益者負担金	公道に下水道が整備されることによって利益を受ける土地の所有者などの方に、建設費の一部として土地の面積に応じて一度限り負担して頂くもの。
	処理場	下水を各種基準に適合する水質まで処理し、河川、湖沼または海へ放流するために設ける施設。
	処理水量	処理場で処理した水量。
	使用料原価	有収水量 1 m ³ あたりの使用料収入。使用料の水準を示すもの。
	純利益	収益的収支において、得られた利益（収支の差額分）
	水洗化率	処理区域内の整備人口のうち、実際に下水道に接続している人口の割合
	全体計画（下水道）	各マスタープランや上位計画に定められた目標等に基づき、将来的な下水道施設の配置計画を定めるもの。下水道の根幹的な施設の将来的かつ全体的な姿を示すもの。
	損益勘定留保資金	現金支出を伴わない減価償却費や資産減耗費など、企業の内部に留保される資金。資本的収入が支出に対して不足する場合の補填財源。
た	単独処理浄化槽	トイレの水だけをそれぞれの家庭できれいにする設備。台所、洗面所、風呂場からの汚れた水はそのまま排水路や川に流してしまう。生活雑排水を処理する能力がなく、し尿の処理能力も合併処理浄化槽に劣るため、水環境に悪い影響を与える。
	長期前受金戻入	管路や設備等の資産を補助金等で取得した場合、当該資産の効果は後年度にも及ぶことから、財源である補助金等についても、後年度に繰り延べて、収益化するもの。減価償却が取得経費を使用期間全体に費用を割り振る一方、その財源を収益として割り振ることで、長期前受金戻入は、あくまでも帳簿上の処理で、収益上、実際の現金収入はない。
な	農業集落排水事業	農業集落排水事業は、昭和58年度に農林水産省において創設され、農業振興地域の農業集落を対象にした下水処理事業である。農業集落のトイレや台所・風呂場などから出る生活排水を処理施設に集め、それを処理して農業用水路や川にもどすことにより、農村の生活環境を快適にするとともに、公共用水域の水質保全を目的としたもの。
は	補填財源	資本的支出が資本的収入を上まわった場合にその差額を埋めるために必要な財源である。補填財源になる内部資金は、収益的収支で生じた利益金、および費用に計上された項目のうち現金の出入りをとみなさない損益勘定留保資金である。
や	有収水量 有収率	実際に使用された水の総量、料金徴収の対象となった水量。処理した汚水のうち、使用料徴収の対象となる有収水の割合を示したものが有収率である。有収率が高いほど使用料徴収の対象とすることができない不明水が少なく、効率的である。
ら	流域下水道	二つ以上の市町村の区域にわたる広域的な下水道で、流域内の各市町村から発生する下水を効率的に集めて処理する下水道。県は幹線管路と下水処理場の整備・管理、市町村は枝線管路の整備・管理を行う。
	流域関連公共下水道	流域下水道に接続する各市町で整備する下水道。

坂祝町污水处理施設整備図

